

新・もんじゅ訴訟の原告になりませんか

新・もんじゅ訴訟団の概要

1、訴訟の目的

将来に渡って放射能の恐怖に怯える必要のない社会を実現するためには、今きちんともんじゅに引導を渡す必要があります。

そのためには、「『ズル』や『強弁』は許さない」という強い姿勢を社会に向けて発信して原子力規制委員会を支え、かつ勧告の趣旨を簡単に翻すことのないよう規制委員会を厳しく監視し、速やかに廃炉措置へ移行するよう導いていかななくてはなりません。

今般、新たにもんじゅ訴訟を提起することが、そのために有効かつ必要な手段だと考えるに至りました。

2、原告団への参加条件

- ① 原告団は、もんじゅより 250 km圏内の方に限ります。
- ② 訴訟委任状に必要事項の記入と捺印が必要です。
原告団に加わっていただく方は、説明会当日に印鑑をご持参お願いします。
- ③ 参加費 10,000 円が必要です。

3、原告団募集の締め切り日

提訴の時間が迫っていますので、必要書類を 12 月 18 日(金)弁護団事務局必着とします。

4、提訴先

東京地方裁判所に行います。

5、提訴日

12 月 25 日午後、東京地方裁判所に提訴します。

6、提訴行動

東京地方裁判所前に午後 2 時に集合し、簡単に集会を行います。

その後、原告団と弁護士、支援者により入廷行動を行います。
入廷行動が終われば、支援者は解散になります。

14:00～ 提訴集会（東京地裁前）

14:30～ 提訴行動

15:00～ 原告・弁護団代表記者会見（司法記者クラブ）

7、事務局

原告団事務局：【原子力発電に反対する福井県民会議】

福井市日之出3丁目9-3 0776-25-7784 fax 0776-27-5773

shinmonju@gmail.com 担当・宮下、山本

弁護団事務局【さくら共同法律事務所】

東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF 日比谷ビル 16階

03-5511-4386 担当・松田

8、その他

原告団会議や支援組織については、今後協議して行きます。

もんじゅ新訴について

高速増殖炉もんじゅについて、原子力規制委員会は平成27年11月13日、文部科学大臣に対し、「半年を目途として、現在の日本原子力研究開発機構から運営主体に切り替えよ。それが不可能ならば安全上のリスクを明確に減少させるよう抜本的に見直せ。」という勧告を行いました。勧告文書の中では、ナトリウム漏洩事故や9000以上の機器の点検漏れなど過去の事実が踏まえられた上で、「機構という組織自体がもんじゅに係る保安上の措置を適正かつ確実に行う能力を有していない」「早急に適切な措置が必要」等の認定がなされました。田中俊一原子力規制委員会委員長は同日の記者会見において、「看板の掛け替えは許さない」という厳しい態度で今後の対応に当たることを明言しました。

今回の規制委員会の勧告に対し、遅きに失したと批判することも出来るかもしれませんが。しかし「事業者の虜」だった旧組織時代のことを思えば、格段に安全性を考慮したものであることは誰も否定できないと思います。今回の規制委員会の勧告については、国民の生命、身体等の保護及び環境の保全という本来の任務に沿うものとして評価し、原子力規制委員会の委員長・委員並びに原子力規制庁の担当職員の方々に対して敬意を表したいと思います。

一部では、この勧告を受けてもんじゅはもう廃炉にするしかないとも予想されているようです。しかし、私共はそのように安心しておりません。

「原子カムラ」の従来からの強かさからすると「替わりの受け皿組織を作り、トップは入れ替えるものの実際的な運営者は機構のまま」といった「ズル」をすることや、「適当に対策を講じただけで、『リスクは明確に減少させ、抜本的に見直した』と喧伝する」といった「強弁」をすることを考えます。

このような「ズル」や「強弁」を許さず、将来にわたって放射能の恐怖に怯える必要のない社会を実現するためには、今きちんともんじゅに引導を渡す必要があります。そのためには、『ズル』や『強弁』は許さない」という強い姿勢を社会に向けて発信して原子力規制委員会を支援、かつ勧告の趣旨を簡単に翻すことのないよう規制委員会を厳しく監視し、速やかに廃炉措置へ移行するよう導いていかななくてはなりません。

今般、新たにもんじゅ訴訟を提起することが、そのために有効かつ必要な手段だと考えるに至りました。

また、旧もんじゅ訴訟における平成17年5月30日の最高裁判決は、法律審としての枠を大きく踏み越えて過度に行政寄りの判断をした、司法史に残る汚点です。裁判所に対しては、福島第一原発事故の経験を踏まえ、この汚名を雪ぐ適正妥当な裁判を行うことを強く期待しております。

平成27年12月8日

新もんじゅ訴訟弁護団

弁護士 ほもり 甫 守 一 樹

印

新・もんじゅ訴訟の原告団登録

原告になって頂き、ありがとうございました。

今後の連絡のために、以下の事に対してご記入をお願いします。

	事 柄	記 入 欄	備考
	氏 名		
	住 所	〒	
	携帯電話 番号		携帯がない場合は、連絡が付きやすい番号で構いません。
	メールアドレス レス(PC)		
	FAX 番号		
	備 考		

注・・・メールアドレスは、会議の案内や活動についての連絡をすることになるため、パソコンのメールアドレスのみをお願いします。

もちろんパソコンが無い方のためには、FAX での連絡といたします。

原告団事務局：【原子力発電に反対する福井県民会議】

福井市日之出 3 丁目 9-3 0776-25-7784 fax 0776-27-5773

shinmonju@gmail.com

担当・宮下、山本